

健康保険加入者各位

「資格情報のお知らせと個人番号(マイナンバー) 確認のお願い」について (重要)

令和6年12月2日より被保険者証(以下、保険証)が廃止され、交付ができなくなります。今後は医療機関等を受診する際の保険資格の確認は、原則、保険証の利用登録を行ったマイナンバーカード(以下、マイナ保険証)で行う仕組みとなります。

安心してマイナ保険証をご利用いただくともに、加入者様ご自身の健康保険の資格情報を簡易に把握していただくため、「資格情報のお知らせと個人番号(マイナンバー) 確認のお願い」を送付いたします。

別添リーフレットもあわせてお読みいただき、お知らせのご確認をお願いいたします。

※マイナ保険証を取得されていない方は、積極的な取得と利用、活用の促進にご協力ください。

## 1.送付対象者

令和6年9月27日時点加入者(被保険者本人および健康保険の扶養家族)に送付します。

令和6年9月27日以降加入(定年再雇用含む)や記載内容変更の場合は紙(個人番号なし)でお知らせを送付いたします。

## 2.送付日

令和6年10月1日(火)

## 3.送付方法

電子給与明細と同じWEB掲載で、2年間(2026年9月まで)閲覧可能です。

WEB掲載後に資格喪失や内容変更があった場合の掲載削除はいたしません。

紙発行のお知らせの回収も必要ありません。

## 4.送付目的

マイナ保険証の使用にあたっては、健保組合において正しいマイナンバーを登録していることが必要です。健保組合に登録されている資格情報等に誤りがないことをご確認いただき、誤りがあった場合は健保組合までご連絡ください。

また、資格情報のお知らせは以下の用途にご利用いただけます。

①各種健康保険手続きの際に必要な記号番号等の確認に利用できます。

②令和6年12月2日以降、オンライン資格確認が利用できない医療機関を受診する際、資格情報のお知らせとマイナ保険証を提示することで、保険診療を受診することができます。

## 5.印刷をご希望の場合

PCからログインし、PDF表示したものを印刷ください。

スマートフォン版はマイナポータルアクセスQRコード、持ち歩き用の切り取り部分がありません。

印刷を希望しご自身で印刷ができない場合、各事業所総務へ印刷をご依頼ください。

NSの方は、本社・高見食堂にてご自身の印刷が可能です。

※必ずしも印刷が必要ではありません。

マイナ保険証をお持ちの方は、マイナポータルから健康保険情報の端末保存ができます。

## 6.令和6年12月2日以降の取扱い

### ① 交付済み保険証の利用

令和6年12月1日時点までに交付の有効な保険証は、12月2日以降最長1年間利用可能です。

令和7年12月1日までに資格を喪失した場合、保険証は回収します。

令和7年12月2日以降、保険証は無効となるため、それ以降は保険証を回収しない見込みです。

### ② カード型保険証の交付

令和6年12月2日以降は、いかなる理由でもカード型保険証の交付はできません。

### ③ マイナ保険証をお持ちでない方

マイナンバーカードの取得および保険証の利用登録を速やかに手続きください。

令和6年12月1日以降に届出があった資格取得・扶養認定等については、マイナ保険証がない場合、「資格確認書」を発行いたします。

※資格確認書について詳細は、改めてお知らせしますのでお待ちください。

### ④ 海外居住の方

平成28年個人番号制度開始以前に海外へ出国や海外で出生等により個人番号未付与の場合は紙の資格情報のお知らせを後日送付します。

出国前はマイナ保険証をお持ちでも、住民票が日本にない場合、マイナ保険証は使用できません。

有効なカード保険証をお持ちの方は、令和7年12月1日までのご使用ください。

令和7年12月2日以降は、資格確認書を発行する予定です。

※海外でもマイナンバーカードが作れます

令和6年6月に通知済みですが、デジタル庁等作成リーフレットを再掲します。

この件に関するご不明な点はリーフレット記載のお問合せ先へご確認ください。